

四 發行方 法	三 用振等 替法の適 法	二 の法律項及 の發行及び根 名稱及び記	一 利付國庫債券 の發行等に關 する省令	〇 財務省告示第 五百四十七号 に關する省令 （昭和五十七年 大藏行）
とて価のしてで競争う札価機用一成社第一び法特十十財回す得格決、定あ争入。」へ格関を振十債十昭に律例五四政るらを定価めつ入札もれ募を格らて札発のる入受競れ、と行に価額け争た価同一とよ格にた入利格時によるをよ各札率競にい發そり申にを争行。行の加込おそ入わ。」へ發重みいの札れ及一札わ。以行平のて利にるび価「れ下価均応募率お入価格とる「格し募入とい札格競い入	に以をは受替三等一和財政下競日け法年の条二十九「争本る」法振第十六価に銀もと律替一六年法律付格競しとと。七関（以争てすし。）十す（下入行る、の五る。そ規号法の定。律振の以一）法並年成三	利付國庫債券（五年）（第二十八号）	國務大臣臨時代理 善之	件十 平成十五年七月二十五日 等を次とおり告示す 成十五年八月八日 等を次とおり告示す 成十五年八月八日 に開する省令（昭和五 第七号）

八 口 イ イ 最 低 額 面 金 入	七 イ イ 払 札 競 格 金 行 争 額 入	六 イ イ 發 入 札 格 行 競 發 競 行 争 額 入	五 方 募 入 札 格 決 札 格 定 行 争 の
--	--	---	---

五千百二一
 万円四十兆
 円十一八
 七万千
 億円八
 八百
 千五百
 五十
 百六
 三億
 十七
 八千
 万五
 九百

四付一行平百面行十円兆国項の成七つ定う億額
 十国項の成万金し一、千債の特十十いにち円面
 七債の特十円額た条財三に規例五七て基、金
 億に規例五
 七つ定に年
 千いに閑度
 八て基すに
 百、づるお
 万額き法け
 円面発律る
 金行第公
 額し二債
 でた条の
 百利第發

割各当も各
 り申ての申
 当込るか込
 てみ。らみ
 るのその札
 一。応のう
 兆募応
 八額募
 千を額募
 八案を価
 百分順格
 四によ
 十割高
 七りい

非競争入札發行」という。
 のうち發行
 のう發行
 応ち發行
 といたり
 いふ。

十四 初期利子

平成がをがに(一) 外てだにりに座も係
十で乗適當の国取し百算つにのる 所得税
五年きじ用該算法得出いと所得
年くるたを非式人で得する者、当該國債を發行時において、その
。金額)を受ける者により算出される金額から(一)の算式による金額
十二月二十日を支払

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{32}{365}$$

十九 振額
口イ発
の経利
払過札
込利発行
み子率入行
札發行
非競争入行
価格競争格
行行格
単位
日

(一) 年額上額 平す額の振
む十式は〇面の面額上額の記載
も号に、募金その面額十五年七月二十二日
のによ払入五額
と規り込決百円につ
す定算金定一
算のセ
出額のセ
るす出額のセ
るしに通
期に加知ト
た金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者
以

二十
十九
十
八
七
六
十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二
利期
子以

平 財 日額平るい日毎
成 務 本面成利てを年
十 大 銀金二子、支六
五 臣 行額十をそ払月
年 から 百年支の期二
七 月 円六払日と十
九 月 に月う以し日
一 月 つ二。前、及
二 月 き十 六各び
二 月 百日 月支十
二 月 円 間払二
日 た者 に期月
に属に二
すお十

規下は期た期
定、が金と
す次そ銀額し、
る号の行を次
期及翌休支
日び當業払の
に第業う算
つ十日に式
い六ににたに
て号支當だり
同に払たし
じおうる、算
いへと支出
て以き払し

$$\text{額面金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$